

No.56 Nov. 2006

平成 18 年度・加工食品品質表示基準の一部改正について

はじめに

一般消費者向けに販売される加工食品については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）」に基づいて「加工食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日農林水産省告示第 513 号）」が定められています。この加工食品品質表示基準は、製造業者や販売業者に義務表示事項を加工食品の容器又は包装の見やすい箇所に一括して表示することを義務付けているので、消費者はこの表示を見れば法律に規定されている表示に関する全ての情報を簡単に知ることができるという大きな役割を果たしています。この「加工食品品質表示基準」が平成 18 年 8 月 1 日付け農林水産省告示第 1051 号により一部改正されましたので、その概要をご説明いたします。

改正の概要

1. 一括表示様式の弾力化等について

「加工食品品質表示基準」により別記様式に限られていた表示様式について、今後も別記様式による一括表示が基本となりますが、小売店のプライスラベルによる表示のように義務表示事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示されている場合に限り、別記様式以外の表示方法が可能になりました。

（別記様式による一括表示の例）

名 称
原材料名
内 容 量
賞味期限
保存方法
製 造 者

（プライスラベルによる表示例）

塩さけ（カナダ産）		
原材料名：紅鮭、食塩		
	正味量	100 g 当たり
	〇〇 g	〇〇 円
加工日		価格
〇〇〇〇		〇〇〇 円
保存方法	〇〇	以下
加工者（株）	〇〇	消費期限
〇〇 県 〇〇 市 〇-〇-〇		〇〇〇〇

義務表示事項以外の表示事項であっても、「お客様ダイヤル」、「自社 HP アドレス」等のように消費者の商品選択に資する内容のものであれば、別記様式の枠内に一括して記載することができるよう弾力的な表示が可能になりました。

（表示事項を追加した一括表示の例）（次ページに）

名 称
原材料名
内 容 量
賞味期限
保存方法
製 造 者
お客様ダイヤル (追加表示可能)
当社 HP アドレス (追加表示可能)

義務表示事項のうち、「名称」と「内容量」については、容器又は包装の主要面に記載することにより、一括表示枠内の表示を省略することが可能になりました。

(主要面の記載例)

のり塩味
〇〇の <u>ポテトチップ</u>
<u>180g</u>

(一括表示枠内の表示の省略例)

名 称	スナック菓子 (表示省略可能)
原材料名	ばれいしょ、植物油、食塩、調味料 (アミノ酸等)、(原材料の一部に大豆を含む)
内 容 量	180g (表示省略可能)
賞味期限	欄外右下部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存 して下さい
製 造 者	〇〇製菓株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

2006.12.1

「原材料名」及び「内容量」を一括表示枠内に記載することが困難な場合、一括表示の表示事項欄に記載箇所を表示することにより、他の箇所に記載することが可能になりました。

2. 製造者等の表示について

加工食品に記載されている表示内容については、責任を有する者を記載することが明確化されるとともに、「製造者」、「加工者」等の事項名についても弾力的な運用が可能になりました。

具体的には、これまでどおり、表示を行う者（表示内容に責任を有する者）が当該製品の製造業者である場合は「製造者」、加工包装業者である場合は「加工者」、輸入業者にあつては「輸入者」として表示することが原則ですが、製造業者等との合意等により、これらの者に代わって販売業者が「販売者」として表示を行うこともできます。ただし、この場合であっても、食品衛生法で表示が必要な者については別途記載しなければなりません。

3. 原材料名の表示について

特色のある原材料について、新たに、「特定の製造地のもの」(北海道で製造されたバター使用等)、「品種名等」(コシヒカリ入り等)などが明示できるとともに、割合表示の単位として「%」の他に

「割」の表示が可能になるなど表示方法が弾力化されました。

弁当の表示について、外見からその原材料が容易に判断できるおかずについては、単に「おかず」とまとめて記載することが可能になりました。ただし、食品衛生法により表示が義務付けられている「食品添加物」及び「アレルギー」に係る表示は省略することができません。

複合原材料（2 種類以上の原材料からなる原材料）の原材料が 3 種類以上ある場合、重量の重い順で 3 位以下であり、かつ、当該複合原材料に占める重量の割合が 5%未満のものについては、「その他」と記載することが可能になり、表示内容が簡略化されました。ただし、この規定は、あくまでも「複合原材料」に占める原材料を括弧内に表示する場合の省略規定であり、製品自体の原材料表示については、3 位以下かつ 5%未満の原材料であっても全て表示が必要で、省略することはできません。

4. 原料原産地名の表示について

原料原産地名の表示については、原材料と原産地の対応が明確になるように表示しなければなりません。

（外国の原料を国内で加工した製品に、国内の地名等を表示する場合の表示例）

国産	あじの開き
原材料名	真あじ（A 国）、食塩

加工地を単に「国産」と表示することは、消費者を誤認させる可能性があるため不可

国内加工	あじの開き
原材料名	真あじ（A 国）、食塩

加工地であることが分かるように「国内加工」と表示することは可能

5. 移行期間について

改正加工食品品質表示基準は、平成 18 年 8 月 1 日から施行されましたが、新ルールによる表示への円滑な移行を図る観点から、2 年間（平成 20 年 7 月 31 日まで）の移行期間が設けられています。なお、当然のことながら、移行期間中であっても改正後の加工食品品質表示基準に従って表示することは可能です。

おわりに

改正の概要について簡単に述べました。表示はメーカーにとっては商品に関するあらゆる情報を提供する手段であり、消費者にとっては商品を選択する際に必要な情報ですから、内容に間違いがあってはなりません。今回の改正に合わせて表示の改版を行う場合には、まず改正された加工食品品質表示基準の内容をよくご理解されるとともに、具体的な表示の仕方については、農林水産省のホームページに掲載されている「加工食品品質表示基準（わかりやすい表示方法等）に関する Q&A」（<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heyaj/index.htm>）を参考として、消費者により分かりやすい表示とすることが期待されています。